

改正

昭和55年条例第45号

昭和58年条例第34号

昭和61年条例第31号

昭和62年条例第32号

平成元年条例第34号

平成4年条例第41号

平成8年条例第10号

平成10年条例第36号

平成21年条例第31号

平成22年条例第35号

平成25年7月4日条例第20号

平成27年条例第37号

武蔵野市道路占用料等徴収条例

武蔵野市道路占用料徴収条例（昭和28年9月条例第24号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定により武蔵野市が徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）及び法第73条の規定により武蔵野市が徴収する負担金等に係る延滞金（以下「延滞金」という。）の額及び徴収方法について、定めることを目的とする。

（占用料の額）

第2条 占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額とする。

（占用料の減免）

第3条 市長は、次に掲げる占用物件に係るものについては、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額の全部又は一部を免除することができる。

（1） 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの

（2） 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又

は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項に規定する都市計画施設
- (4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路
- (5) ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類
- (6) 祭典その他恒例により設置する施設
- (7) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるもの

（占用料の徴収方法）

第4条 占用料は、占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占用することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、占用許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により一括徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

2 市長は、占用料が特に多額であると認める場合又はその他の理由により占用料を一時に全額納入することが困難であると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、占用者の申請により、3回以内に分割して納入させることができる。

3 既に納入した占用料は、返還しない。ただし、市長が法第71条第2項の規定により道路の占用許可を取り消した場合においては、当該占用の許可を取り消した日の属する月の翌月以降の分に相当する占用料は、返還する。

（延滞金）

第5条 延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該負担金等の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を徴収しない。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、この条例施行後督促状を發する分から適用する。
- 2 この条例の施行の際、現に占用している道路の占用料については、改正後の武蔵野市道路占用料等徴収条例（以下「新条例」という。）第2条の規定にかかわらず、昭和52年度分については、なお従前の例による。
- 3 この条例施行の際、この条例による改正後の新条例の規定により徴収すべき占用料の額が従前の占用料の額よりも著しく増額となる場合においては、市長は、別に定めるところにより、この条例施行の日から5年以内に限り、当該占用料の額の一部を免除することができる。

付 則（昭和55年12月19日条例第45号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、この条例による改正後の武蔵野市道路占用料等徴収条例別表により徴収すべき占用料の額が従前の占用料の額よりも著しく増額となる場合においては、市長は、別に定めるところにより、この条例施行の日から2年以内に限り、当該占用料の額の一部を免除することができる。

付 則（昭和58年12月21日条例第34号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年10月9日条例第31号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年12月22日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年9月30日条例第34号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成4年12月22日条例第41号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成8年3月21日条例第10号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成10年12月24日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項及び別表の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成21年12月25日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項又は第3項の規定により許可を受けた者及び法第35条の規定により同意を得た者の施行日以後に引き続く占用に係る占用料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、施行日から平成23年3月31日までの間においては付則別表第1の定めるところにより、同年4月1日から平成24年3月31日までの間においては付則別表第2の定めるところにより、算出した額とする。

付則別表第1（付則第3項関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,550
	第2種電柱		3,960
	第3種電柱		5,420
	第1種電話柱		1,700
	第2種電話柱		2,750
	第3種電話柱		3,800
	その他柱類		190
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	20
	地下電線その他地下に設ける線類		10
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,930
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	3,780	

	及び公衆電話所				
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	11,760		
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,880		
法第32条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	200		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		300		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		400		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		820		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,400		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		2,000		
	外径が1メートル以上のもの		4,000		
法第32条第 1 項第 3 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,300		
法第32条第 1 項第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,530		
法第32条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.004 を乗じて得た額	
				階数が 2 のもの	A に 0.006 を乗じて得た額
				階数が 3 以上のもの	A に 0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			7,800	
	地下に設ける通路			5,900	

	その他のもの			3,310
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	110
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	11,760
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1平方メートルにつき1年	11,760
第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	3,130
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	110
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	11,760
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	117,660
		その他のもの		58,830
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場			占用面積1平方メートルにつき1年	11,760
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設			占用面積1平方メートルにつき1年	4,300
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額

	その他のもの		A に 0.006 を 乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる器具		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	A に 0.024 を 乗じて得た額
令第7条第10号及び第11号 に掲げる施設	上空、トンネ ルの上又は高	階数が 1 のもの	A に 0.006 を 乗じて得た額
	架下に設ける もの	階数が 2 のもの	A に 0.008 を 乗じて得た額
		階数が 3 のもの	A に 0.011 を 乗じて得た額
		階数が 4 以上のも の	A に 0.012 を 乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.024 を 乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 3 法第32条第1項第2号に掲げる物件について、外径及び長さの算定方法は、市長が別に定める。
- 4 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。この場合において、占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 7 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合は100円とし、その額が100

円以上の場合で10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額とする。)とする。
 ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に各
 年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た
 額(その額が100円に満たない場合は100円とし、その額が100円以上の場合で10円未満の端数が
 あるときはその端数金額を切り捨てた額とする。)の合計額とする。

付則別表第2 (付則第3項関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	3,470
	第2種電柱		5,380
	第3種電柱		7,410
	第1種電話柱		2,470
	第2種電話柱		4,000
	第3種電話柱		5,520
	その他柱類		240
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	30
	地下電線その他地下に設ける線類		10
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,460
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,650
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,990
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	14,730
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	5,040
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	140
	外径が0.07メートル以上0.1メ		200

	メートル未満のもの			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		300	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		400	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		610	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		820	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,400	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		2,000	
	外径が1メートル以上のもの		4,000	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	4,750	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	4,860	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		9,800	
	地下に設ける通路		5,900	
	その他のもの		4,750	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	140

	商品置場その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	14,730
令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	14,730
	標識		1 本につき 1 年	4,060
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 日	140
		その他のもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 年	14,730
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1 基につき 1 年	147,330
その他のもの			73,660	
令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料置場			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	14,730
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる仮設収容施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	5,870
令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの		A に 0.011 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のもの		A に 0.012 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.006 を乗じて得た額		
令第 7 条第 9 号に掲げる器具			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.024 を乗じて得た額

			一トルにつき1年	乗じて得た額
令第7条第10号及び第11号 に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 3 法第32条第1項第2号に掲げる物件について、外径及び長さの算定方法は、市長が別に定める。
- 4 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。この場合において、占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 7 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合は100円とし、その額が100円以上の場合で10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た

額（その額が100円に満たない場合は100円とし、その額が100円以上の場合で10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額とする。）の合計額とする。

付 則（平成22年12月28日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（武蔵野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 武蔵野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（平成21年12月武蔵野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

付 則（平成25年7月4日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	4,400
	第2種電柱		6,800
	第3種電柱		9,400
	第1種電話柱		3,250
	第2種電話柱		5,250
	第3種電話柱		7,240
	その他柱類		300
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	40
	地下電線その他地下に設ける線類		20
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	3,000
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	2,000	

			メートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所		1個につき1年	6,200
	広告塔		表示面積1平方メ ートルにつき1年	18,000
	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年	6,200
法第32条第1項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年		140
	外径が0.07メートル以上0.1メ ートル未満のもの			200
	外径が0.1メートル以上0.15メ ートル未満のもの			300
	外径が0.15メートル以上0.2メ ートル未満のもの			400
	外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの			610
	外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの			820
	外径が0.4メートル以上0.7メー トル未満のもの			1,400
	外径が0.7メートル以上1メー トル未満のもの			2,000
	外径が1メートル以上のもの			4,000
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メ ートルにつき1年	6,200
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メ ートルにつき1年	5,990
法第32条第1項第5号に掲 げる施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.004を 乗じて得た額

		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		9,020
	地下に設ける通路		5,410
	その他のもの		6,200
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	180
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	18,000
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1年	18,000
第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき1年	5,000
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年
		その他のもの	90,200
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	4,200
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	18,000
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積1平方メートルにつき1年	7,440

令第7条第8号及び第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 3 法第32条第1項第2号に掲げる物件について、外径及び長さの算定方法は、市長が別に定める。
- 4 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。この場合において、占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 7 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合は100円とし、その額が100円以上の場合で10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合は100円とし、その額が100円以上の場合で10円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額とする。）の合計額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。